

釧路市社会教育施設公衆無線LAN等利用規約

(目的)

第1条 この規約は、釧路市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が社会教育施設において施設利用者が事業を行うにあたり、事業内容の充実及び発信するための利便性の向上を図るために、教育委員会が整備した無線等によるインターネット接続環境（以下「無線LAN等」という。）の利用について必要な事項を定めるものとする。

(利用者及び施設)

第2条 本規約でいう利用者とは、社会教育施設において無線LAN等を利用する施設使用者をいい、社会教育施設とは、釧路市民文化会館及び釧路市生涯学習センター（以下、「施設」という。）をいう。

(利用施設、利用場所及び利用時間)

第3条 無線LAN等を利用することができる施設及び時間等は別表のとおりとする。

(利用資格)

第4条 無線LAN等のうち、公開SSIDに係る利用は、施設使用者及び事業の参加者に限るものとする。

2 無線LAN等のうち、非公開SSID及び有線LANの利用は、施設の使用申込みにより使用承認を受けた者及び当該事業の参加者に限るものとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りではない。

(無線LAN等の利用)

第5条 無線LAN等に接続できる機能を搭載したパソコン、スマートフォン、タブレット端末等（以下「パソコン等」という。）は利用者が準備しなければならない。

2 利用者が準備したパソコン等及びパソコン等の付属機器等に供給する電源の使用料は、施設に係る釧路市の定める条例及び関係規則により徴収す

るものとする。

3 利用者は、無線LAN等の利用に際し、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）その他関係法令を遵守しなければならない。

4 無線LAN等の利用料金は無料とする。

（利用の手続き）

第6条 無線LAN等のうち、公開SSIDを利用するための教育委員会への申請等は不要とする。

2 利用者が非公開SSID、または有線LANを利用する場合、施設使用申請の際に申し出するものとする。

3 前項による非公開SSIDの利用の申し出を受け、利用内容が正当と認められる場合、利用者にパスワードを公開するものとする。

（利用の停止）

第7条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に通知することなく、直ちに当該利用者の利用を停止することができる。

（1） 次条で禁止している事項に該当する行為を行った場合

（2） 前号に掲げる場合のほか、本規約に違反した場合

（3） 条例で定める使用承認の取消し事項に該当する場合

（4） その他利用者として不適切であると判断した場合

（禁止事項）

第8条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

（1） 他の利用者、第三者若しくは教育委員会の著作権又はその他の権利を侵害する行為及び侵害するおそれのある行為

（2） 他の利用者、第三者若しくは教育委員会の財産又はプライバシー権を侵害する行為及び侵害するおそれのある行為

（3） 前2号に掲げる場合のほか、他の利用者若しくは教育委員会に不利益又は損害を与える行為及び与えるおそれのある行為

（4） 誹謗中傷する行為

- (5) 性風俗に関する活動、公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為若しくは公序良俗に反する情報を提供する行為
- (6) 犯罪的行為又は犯罪的行為に結び付く行為若しくはそのおそれのある行為
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になるとき
- (8) 施設の使用目的に反した行為
- (9) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを、無線LAN等を通じて、又は無線LAN等に関連して使用し、又は提供する行為
- (10) 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引その他の目的で特定又は不特定多数に大量のメールを送信する行為
- (11) ファイル共有ソフト等を使用し大量のデータを送受信する行為
- (12) 非公開SSID、及び有線LANのパスワードを、利用資格のない者に公開した場合
- (13) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反し、若しくは違反するおそれのある行為又は教育委員会が不適切であると判断する行為

2 前項各号に該当する利用者の行為によって教育委員会、利用者本人及び第三者に損害が生じた場合は、利用者は、利用後であっても、全ての法的責任を負うものとし、教育委員会は、一切の責任を負わないものとする。

（運用の中止）

第9条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合、利用者へ周知することなく、無線LAN等の運用を中止できるものとする。

- (1) 無線LAN等のシステムの保守又は工事を定期的又は緊急に行う場合
- (2) 暴動、騒乱、労働争議、地震、津波、火災、停電その他の非常事態により、無線LAN等の運用が通常どおりできなくなった場合
- (3) 無線LAN等のシステムに係る設備やネットワークの障害等、やむを得ない事由がある場合

(4) その他教育委員会が無線LAN等の運用上、一時的な中断が必要であると判断した場合

2 無線LAN等の利用の中止等により、利用者又は第三者が被ったいかなる損害についても、理由を問わず、教育委員会は、一切の責任を負わないものとする。

(免責)

第10条 教育委員会は、無線LAN等のサービスの内容及び利用者が無線LAN等を通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとする。

2 無線LAN等のサービスの提供、遅滞、変更、中止又は廃止、無線LAN等サービスを通じて登録、提供又は収集された利用者の情報の消失、利用者のコンピュータのコンピュータウイルス感染等による被害、データの破損、漏洩その他無線LAN等に関連して発生した利用者の損害について、教育委員会は、一切責任を負わないものとする。

3 利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由にかかわらず、当該利用者が費用を負担するものとする。

4 無線LAN等への接続に係る利用者の機器の設定は、利用者が行うものとする。無線LAN等接続可能機器の種類、基本ソフトウェア、ソフト、Webブラウザ等によって、無線LAN等を利用できない場合があっても、教育委員会は、一切責任を負わないものとする。

5 利用者が無線LAN等を利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、教育委員会は、一切の責任を負わないものとする。

6 教育委員会は、無線LAN等の適切な利用を図るため、利用者のアクセスログを記録し、特定のWebサイトへの接続を制限すること等ができるものとする。

(損害賠償)

第11条 利用者が本規約に違反した結果、教育委員会が損害を被った場合、

その損害を利用者は負担するものとする。

(準拠法及び裁判管轄)

第 1 2 条 本規約に関する準拠法は日本法とする。また、本規約に関して教育委員会と利用者間で紛争が生じた場合、釧路地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(本規約の変更)

第 1 3 条 教育委員会は、利用者の承諾を得ることなく、この規約を変更することができる。

附 則

本規約は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表 (第 3 条関係)

(1) 釧路市民文化会館

対象施設	区分
会議室 1 号、展示ホール	有線 LAN
大ホール、小ホール	公開 SSID 非公開 SSID 有線 LAN
ホワイエ、ロビー	公開 SSID 非公開 SSID

※開館日の午前 9 時から午後 9 までの利用とする。

ただし、施設使用承認を受けている範囲内で延長ができるものとする。

(2) 釧路市生涯学習センター

階	対象施設	区分
1 階	市民展示ホール	有線 L A N
	音楽スタジオ A、音楽スタジオ B	
2 階	大ホール、多目的ホール	公開 S S I D 非公開 S S I D 有線 L A N
	ホワイエ、ロビー	公開 S S I D 非公開 S S I D
3 階	釧路市立美術館ギャラリー A、B	有線 L A N
4 階	和室 1～3	
5 階	ハイビジョンシアター	公開 S S I D 非公開 S S I D 有線 L A N
	アートスタジオ	有線 L A N
6 階	学習室 601、602	公開 S S I D 非公開 S S I D 有線 L A N
	クッキングスタジオ	有線 L A N
7 階	学習室 703～706	公開 S S I D
8 階	会議室 801～803	非公開 S S I D 有線 L A N

※開館日の午前 9 時から午後 10 までの利用とする。
ただし、施設使用承認を受けている範囲内で延長ができるものとする。

※電波の伝搬状況により、別表に掲げる利用場所内であっても利用できない場合がある。

※利用時間については各施設の開館状況により変更となる場合がある。